

令和2年度成年後見制度利用促進研修会（12月3日開催） 参加者の皆様へ

① 当日スクリーンに上映した資料について

当日配布資料とは別に使用した資料を提供しますので、お手数ですが、各自御確認くださいませようお願いします。

[「PDF：令和2年度成年後見制度利用促進研修会 当日資料」](#) リンク

② 参加者からの質問への回答について

参加者からいただいた質問に対する講師からの回答は、以下のとおりです。

**【質問内容】**

・後見人受任団体を立ち上げる際などに裁判所に相談をすることなどはできるのでしょうか。それに限らず、成年後見制度全般について裁判所に相談することはできますか。

**【回答内容】**

・後見人受任団体の立ち上げに関わらず、成年後見制度全般につきましては家庭裁判所が大きな役割を担っており、どのような手続が必要か等については家庭裁判所に相談をすることが間違いのない方法かと思えます。

～問い合わせ先～

栃木県社会福祉協議会 生活支援部 権利擁護課

TEL 028-621-1234 FAX 028-621-5298